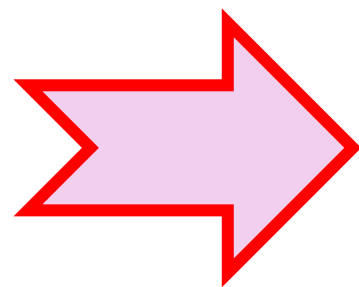




そのプラスチックごみ、 一般ゴミとしていませんか？ 処理していいんですか？

お店や事務所から出たプラスチックごみ、
こんな勘違い、していませんか？

- ☐ 少量だから一般ゴミで大丈夫
- ☐ 燃えるから一般ゴミで大丈夫
- ☐ 他のごみと混ぜれば大丈夫
- ☐ 一般廃棄物業者に頼んだから大丈夫



全て要注意！

事業活動で発生した廃プラスチック類は
「産業廃棄物」です。
産業廃棄物は、一般ゴミ（一般廃棄物）
として処理を委託することはできません。



京都府南丹保健所環境衛生課

電話 0771-62-4755

※事業所で、事業活動に伴って排出される廃プラスチック類は、排出量や材質にかかわらず産業廃棄物です。
※例えば、PETボトルは、家庭で使うものと同じ物であっても、飲食店、事務所などの事業活動により排出されたものは産業廃棄物になります。
※排出事業者責任を徹底し適正処理をしてください。許可業者であっても、許可の種類によって取り扱える廃棄物は異なります。
※3R（リデュース、リユース、リサイクル）に努めましょう。